

通知預金

令和6年10月現在

商品名 (愛 称)	通 知 預 金
◇販売対象	法人および個人の方。
◇期 間	特に期間の定めはありません。 ただし預入後最低7日間は据置期間が必要です。
◇預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	一括預入 5, 000円以上 1円単位
◇払戻方法	随時解約(払戻し)できます。 ただし、解約する日の2日前迄にご通知ください。
◇利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	毎日の店頭表示の利率を適用します。 解約時(払戻時)に一括してお支払いします。 1年を365日とする日割計算 付利単位を1, 000円として利息を計算します。
◇税 金	個人の利息には20% (国税15%、地方税5%) の税金がかかります。(ただし、マル優を利用の場合は除きます) ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20. 315% (国税15. 315%、地方税5%) の税金がかかります。 法人は総合課税となります。
◇手 数 料	_____
◇付加できる 特約事項	個人のものは「マル優」の取扱いができます。
◇中途解約時の 取扱い	据置期間内に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともにお支払いします。
◇金利情報の 入手方法	金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へ ご照会ください。
◇苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部(9時～17時20分、電話:027-360-3456、フリーダイヤル:0120-666-456(フリーダイヤルは群馬県内のみ利用可))にお申し出ください。

◇苦情処理措置・ 紛争解決措置	紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等並びに群馬弁護士会(電話:027-234-9321)が設置運営する紛争解決センターで紛争の解決等を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)または関東地区しんきん相談所(9時～17時、電話:03-5524-5671)にお申し出ください。 また、お客さまから、上記各弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部または全国しんきん相談所または関東地区しんきん相談所にお問合せください。
◇その他参考となる事項	・預金保険制度の付保対象預金です。 決済用預金以外の預金保険保護対象預金等を合算して元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。 (当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)

預一04

高崎信用金庫